

地域防犯カメラ設置助成金 申請の手引き

(令和7年度版)



さいたま市

※市ホームページからも、本手引きや申請書類、各様式例がダウンロードできます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/005/p054240.html>



※セーフコミュニティとは、事故やケガなどを予防するため、市民団体や企業、警察、市などでネットワークを作り、データに基づいた活動を行い、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進める取組みです。

発行 市民局 市民生活部 市民生活安全課 防犯係

メール : shimin-seikatsu-anzen@city.saitama.lg.jp

電話 : 048-829-1217 FAX : 048-829-1969

目 次

I	助成制度の概要	2
II	地域防犯カメラ設置の流れ	3
III	地域防犯カメラの維持・管理	8
IV	申請書類・添付資料（記載例）	9
V	Q&A	18
VI	問い合わせ先一覧	19

はじめに

本市の防犯活動については、「さいたま市防犯のまちづくり推進条例」における「**自分たちの地域は自分たちで守る**」との基本理念のもと、自治会やPTA、地域関係団体の皆様により、自主的な防犯パトロールや子どもの見守り活動を行っていただいています。近年では、活動メンバーの高齢化や、猛暑・ゲリラ豪雨などの天候の不安定さなど、自主防犯活動を取りまく環境が変化していることから、各種データを活用するなど、活動の負担の軽減を図りながら、より効率的に活動を継続していくことが重要です。

地域防犯カメラは、地域における日頃の防犯活動を補完する一手段として、地域の安心・安全を高めるものとして、令和6年度までに延べ約80自治会においてご利用いただいています。

この手引きは、地域防犯カメラの設置を検討されている自治会の方向けに作成したものです。内容をご一読いただき、ご参考になれば幸いです。

なお、撮影された個人の画像は、「個人情報の保護に関する法律」に定められた個人情報として、保護対象となっています。このため、地域防犯カメラを設置する際は、プライバシーの保護や個人情報の取扱いに十分留意し、適正かつ厳格に画像の管理等をしていただくため、指定した者以外による操作や視聴の禁止、第三者への画像提供の制限、秘密保持などの条件遵守をお願いしています。市では、「さいたま市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を定めておりますので、併せてご確認ください。

I 助成制度の概要

1 制度の目的

自治会が地域に設置する地域防犯カメラの購入に伴う費用の一部を助成することで、地域が自主的に当該地域における犯罪を防止するために行う活動を支援し、犯罪のない安心で安全なまちづくりを図ることを目的としています。

地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、公道等の公共空間における不特定多数の人の動きを撮影するため、特定の場所に常設する画像記録装置を有する映像機器をいいます。地域防犯カメラを含む、市が設置等に関わるカメラは、原則、市のシステム上でマップ化し、自主防犯活動のほか、捜査機関からの問合せなどに活用します。(インターネット上には公開しません)

なお、常時監視が可能となるモニターの設置は、プライバシーの保護の観点からご遠慮ください。

2 助成対象団体

自治会に助成します。(個人に対する助成ではありません)

3 助成対象経費

地域防犯カメラの購入費用・設置工事費用・(設置を示す看板設置費用)

※設置を示す看板は、市でステッカーを作成しお渡しします

独自で作成する場合の申請は妨げませんが、「さいたま市屋外広告物条例」に基づき、適切な管理・運用をお願いします。(市でお渡しする看板は、市が作成・表示する扱いのため同条例の許可申請が不要であり、はり紙のため点検の適用除外となるものです)

※対象外となる経費

- ・各種許可申請費、機器の維持管理費用、移設・撤去費用
- ・施設の維持管理、私有財産の保護を目的とするカメラの設置費用
- ・レンタル、リースによる設置費用

4 助成率等

助成対象となる経費の4分の3以内(100円未満切り捨て)

地域防犯カメラ 1台につき25万円を限度

地域防犯カメラの設置を検討する場合は、必ず事前に「さいたま市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」をご理解ください。

また、地域防犯カメラの設置に際しては、プライバシーの保護や個人情報の取扱いに十分留意しなければなりません。

II 地域防犯カメラ設置の流れ

地域防犯カメラの設置に際しては、その目的、設置場所、設置・維持管理に要する費用、地域の同意や許可手続き等を理解した上で準備を進めていただく必要があります。以下の流れを参考として準備を進めてください。

1 設置に向けた準備

ステップ 1-1 設置の必要性を検討する

地域防犯カメラは日頃の防犯活動を補完する一手段に過ぎないため、改めて防犯体制を見直し、地域防犯カメラを設置する必要性を検討してください。

犯罪の防止を目的として設置するため、どこで、どのような犯罪が発生しているのか調べましょう。

☆ポイント☆

インターネットや管轄の警察署(生活安全課)から、犯罪発生状況など、最新のデータを収集しましょう。



ステップ 1-2 設置場所・撮影範囲等を検討する

犯罪を防止するために効果的な設置場所を検討してください。電柱をはじめ、自治会員の個人宅に設置することも可能です。(P 6 3(3)参照)

撮影範囲・設置台数は必要最小限にしなければなりません。

☆ポイント☆

設置場所によって許可を得る必要があり、手続きが異なります。手続きに時間を要することや設置に関する制限がある場合があります(P6,7 参照)。



ステップ 1-3 地域の合意を得る

自治会内で設置の合意形成を図ってください。役員会やアンケートなど、手段は問いませんが、申請時に「地域の合意を得ていることがわかる書類」が必要です。プライバシー保護の観点、自治会費の持ち出し等があるため、事前に自治会員の皆様の意見を聞くことが大切です。(P 1 5 参照)

☆最重要ポイント☆

この自治会内での合意が取れた時点で、市にご連絡・ご相談ください！！(メール大歓迎です)

その後必要な手続きは、順を追って丁寧にサポート・説明いたしますので、ご安心ください！



ステップ 1-4 設置場所の現場立会いを実施する

地域を管轄する警察署（生活安全課）と市民生活安全課・区役所総務課などの立会いのもと、設置予定現場を確認します。警察から地域の犯罪発生状況をふまえ、防犯上効果的な設置について助言をもらうことができます。

申請時に「警察から助言を受けたことがわかる書類」が必要です。

☆ポイント☆

立会いの日程調整は、市が行いますのでご安心ください。



ステップ 1-5 設置費用・維持管理費用をふまえ機器を選定する

地域防犯カメラの設置費用について、複数の専門業者から見積りを取り寄せましょう。お近くの防犯カメラ取扱業者や「一般社団法人埼玉県防犯設備士協会」（問合せ先 P 19 参照）に相談してください。

また、設置後も適正な維持管理が必要です。万が一、事件等があった際に警察等からの協力依頼に応じられるよう、防犯カメラデータの取扱いが設置自治会で適切に行うことのできる機器を選定することが重要です。

☆ポイント☆

見積りをもとに、収支計画を立てましょう。書類の作成は、P16 を参照してください。維持管理にかかる費用（助成対象外）も確認しておきましょう（P8）。



ステップ 1-6 配置予定図・設置運用規程を策定する

現場確認した内容をふまえ、地域防犯カメラの配置予定図を作成してください。

また、「さいたま市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守して設置及び運用する必要があるため、設置運用規程を策定してください。

☆ポイント☆

配置予定図の作成は、P10 を参照してください。
設置運用規程の策定は、P12～14 を参照してください。



★電柱へ設置する場合…（手続き P 6・7、問合せ先 P 19 参照）

防犯カメラを設置できる電柱か確認する必要があります。

- ・例：東京電力が所有する電柱の場合⇒共架可否判定費用：1 本当たり税別 600 円
- ※電柱の所有者は、電柱に付いている一番下のプレートに記載の会社です。



2 助成金交付申請の手続き

ステップ2-1 助成金交付申請書を提出する

「交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、市民生活安全課（メール可）又は区役所総務課に提出してください。

☆ポイント☆

交付申請書の作成は、P9を参照してください。



◎添付書類

- (1) 地域防犯カメラの購入等に要する費用がわかる書類（見積り、カタログ）
- (2) 地域防犯カメラの配置予定図
- (3) 自治会会則の写し
- (4) 地域防犯カメラの設置について警察から助言を受けたことがわかる書類
- (5) 地域防犯カメラの設置について地域の合意を得ていることがわかる書類
- (6) 地域防犯カメラの設置及び運用に関する規程
- (7) 収入支出予算書
- (8)

{	共架可否判定回答書（東電柱に共架する場合）
	NTTと協議したことがわかる書類（NTT柱に共架する場合）

ステップ2-2 交付決定通知書を受け取る

申請書類の審査後、申請自治会の代表者に「交付決定通知書」、「事業報告書」を送付します。

交付決定を受けた後、地域防犯カメラの設置等を実施してください。

〈注意事項〉

- (1) 申請の内容に変更等が生じる場合は、変更承認の申請が必要になります。事業実施前に必ず市民生活安全課又は区役所総務課に連絡してください。
- (2) 交付決定後に助成金の額を増額する変更はできません。
- (3) 助成金の交付は、事業がすべて完了した後に指定口座へ振り込みます。
- (4) 経費の支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合、あるいは、現金で支払いをし、ポイントカードにポイントが付与された場合は、原則助成対象外経費となります。

3 設置場所の許可手続き

ステップ3-1 設置場所により必要な手続きを行う

設置希望場所により、手続き等が異なります（別の手続きが必要な場合あり）。

- ・設置場所 公道(にかかる)…道路占用許可、公園…管理者の承諾、民有地…土地所有者の承諾
- ・設置部分 電柱…電柱共架契約、電柱以外…構造物等所有者の承諾

(1) 電柱共架の契約〔設置場所：公道又は民有地〕

電柱により所有者が異なり、必要な手続きも異なります（所要期間約1か月）。

- ・東電柱 …事前に共架可否判定を受ける必要あり（調査費用：1本当たり税別600円）
- ・NTT柱…共架可能な電柱か問い合わせる必要あり

電柱の所有者は、電柱に付いている一番下のプレートに記載の会社です。問い合わせのうえ、手続きの流れを確認してください。（問合せ先P19参照）

☆ポイント☆

すでに他の装置が付いている、地中化する予定があるなど、設置ができない電柱もあるため、事前に共架可能な電柱か確認する必要があります。設置業者と相談して進めてください。



(2) 構造物等所有者の承諾〔設置場所：公道、公園又は民有地〕

電柱以外の構造物に地域防犯カメラを設置しようとするときは、その構造物等の所有者から承諾を得る必要があります。

※市が管理する道路上の構造物（公衆街路灯、道路照明灯、道路反射鏡等）への地域防犯カメラの設置は、機器の落下、ポールの倒壊等の事故が発生した場合に、責任の所在があいまいになるため、認められません。

☆ポイント☆

承諾書を作成してください(P17参照)。公園に設置希望の場合、現場立会いに公園管理者も参加します。市が調整を行いますので、ご安心ください。



(3) 土地所有者の承諾〔設置場所：民有地〕

地域防犯カメラの設置場所となる土地の所有者から承諾を得る必要があります。設置場所が民有地内の電柱や構造物等でも、防犯カメラ本体が公道にかかる場合は、道路占用許可が必要です。

☆ポイント☆

承諾書を作成してください(P17参照)。



(4) 道路占用の許可〔設置場所：公道〕

地域防犯カメラを設置する地域を所管する建設事務所の土木管理課に道路占用許可を申請し、許可を受ける必要があります。（問合せ先P19参照）

ステップ3-2 地域防犯カメラ・表示看板等を設置する

必要な許可を受けた後、地域防犯カメラ等の設置を開始してください。

また、地域防犯カメラの設置完了に合わせ、地域防犯カメラが設置されていることを示す看板も必ず設置してください。

この看板は、市でステッカーを作成し年度内にお渡しします。 独自で作成する場合、「さいたま市屋外広告物条例」に基づき、適切な管理・運用をお願いします。プライバシー保護に対する配慮から、地域防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を必ず表示してください。犯罪の防止効果の向上にもつながります。

※いずれも、無許可で電柱に貼ることはできません。近くの自治会員宅などに貼ることをお願いしています。

※市でお渡しする看板は、市が作成・表示する扱いのため同条例に基づく市に対する許可申請が不要であり、はり紙のため点検の適用除外となるものです。

4 事業報告の手続き

ステップ4-1 事業報告書を提出する

地域防犯カメラの設置完了後、速やかに「**事業報告書**」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、市民生活安全課（メール可）又は区役所総務課に提出してください。領収書のあて名は必ず「助成金を申請した自治会名」としてください。

◎添付書類

- (1) 地域防犯カメラの購入等に要する費用がわかる書類
- (2) 地域防犯カメラの配置図
- (3) 設置場所の現場写真
- (4) 収入支出決算書
- (5)

{	電柱共架契約書の写し	（電柱に共架する場合）
	構造物等使用承諾書の写し	（電柱以外に設置する場合）
	土地使用承諾書の写し	（私有地に設置する場合）
	道路占用許可書の写し	（公道上に設置する場合）

ステップ4-2 確定通知書を受け取る

事業報告の審査後、代表者様に「**助成金確定通知書**」、「**交付請求書**」を送付します。

ステップ4-3 請求書を提出し、助成金の振込みを確認する

「**交付請求書**」に必要事項を記入し、速やかに市民生活安全課（メール可）又は区役所総務課に提出してください。振込みにより助成金を交付します。



手続きは以上です！

次ページ以降を参照し、設置後もプライバシー保護や個人情報取扱い等に十分留意して、適切に維持・管理してください。

Ⅲ 地域防犯カメラの維持・管理

1 地域防犯カメラ設置の表示

地域防犯カメラが設置されていることを示す看板を設置することで犯罪の防止効果が高まります。

また、プライバシーの保護に対する配慮から、地域防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を必ず表示してください。

2 地域防犯カメラ設置運用規程の遵守

「さいたま市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき設置及び運用が行われるよう、プライバシーの保護を図り、個人情報の適切な取扱いに留意した設置運用規程を策定し、遵守してください。

3 保守管理

地域防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきたす可能性があります。

機種を選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などの確認をしておくことが大切です。また、修繕に係る経費もあらかじめ見込んでおきましょう。

具体的に必要となる維持管理費用については、設置業者にご確認ください。

【参考】地域防犯カメラ維持管理にかかる費用

- ・電気料 約 6,000 円／年
- ・電柱共架料 1 本当たり 2,400 円（税別）／年

4 定期点検

地域防犯カメラを設置したら、定期的に「作動しているか」、「破損はないか」などの点検を行ってください。地域防犯カメラの留め具などが破損していると、落下する恐れがあり危険です。

※カメラの落下などで事故が発生した場合は、設置者の責任となります。

5 継続使用

地域防犯カメラ設置後、5年間は継続して適切に管理してください。

IV 申請書類・添付資料（記載例）

様式第1号（第7条関係）

さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

自治会名 ○○自治会
所在地 さいたま市○○区○○町○-○-○
代表者氏名 ○○ ○○
住
電話

氏名・住所・電話番号は、代表者のものを記入ください。

令和○年度さいたま市地域防犯カメラ設置助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 助成金の交付申請額 〇〇〇,〇〇〇 円

2 交付申請額の算定

内 容	金 額
(例) 地域防犯カメラ	〇〇〇,〇〇〇円
労務費	〇〇〇,〇〇〇円
諸経費	〇〇〇,〇〇〇円
消費税	〇〇〇,〇〇〇円
支 出 合 計	(A) 〇〇〇,〇〇〇円
支出合計 (A) × 3/4 (100円未満切捨て)	(B) 〇〇〇,〇〇〇円
助成限度額 1台につき250,000円	(C) 〇〇〇,〇〇〇円
交付申請額 (B) 又は (C) のいずれか少ない額	〇〇〇,〇〇〇円

3 地域防犯カメラ設置計画

設置目的	当該地域でひったくりが発生している。自治会において実施している防犯活動に合わせて地域防犯カメラを設置することで犯罪を防止するため。
設置予定場所	さいたま市○○区○○町○-○-○
設置予定台数	1台

4 添付書類

- (1) 地域防犯カメラの購入等に要する
- (2) 地域防犯カメラの配置予定図
- (3) 自治会会則の写し
- (4) 地域防犯カメラの設置について警察の助言を受けていることが分かる書類
- (5) 地域防犯カメラの設置について地域の合意を得ていることが分かる書類
- (6) 地域防犯カメラの設置及び運用に関する規程
- (7) 収入支出予算書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

添付書類は、P5に記載されているものを作成し、提出してください。

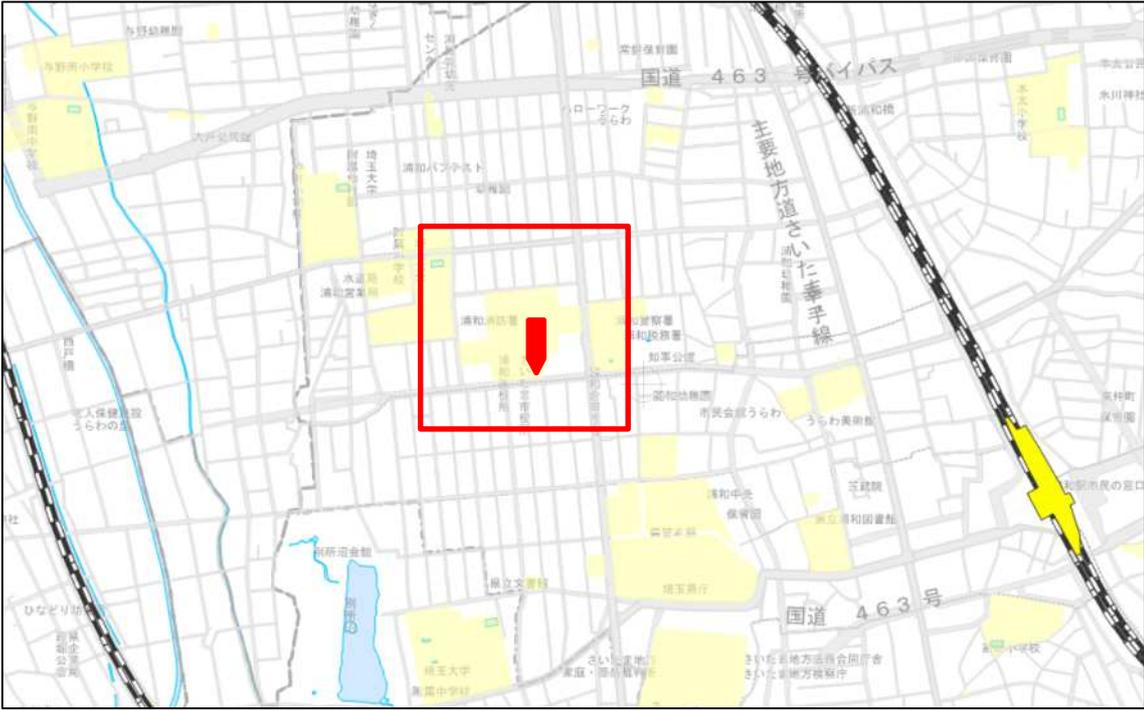
任意様式

記載例

地域防犯カメラの配置予定図

自治会名 ○○自治会
設置予定場所 ○○区○○町○-○-○

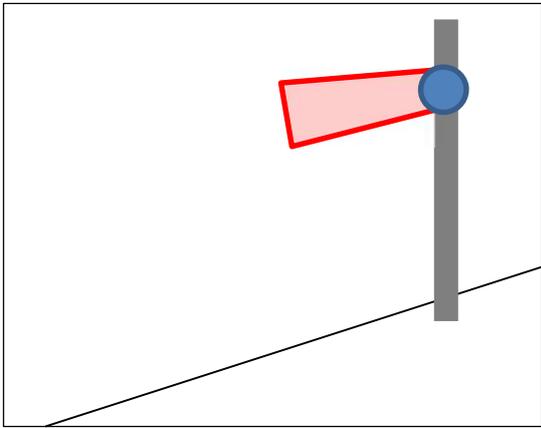
○周辺図



○拡大図



○現場写真



記載例

地域防犯カメラ設置に係る管轄警察署との現場確認について

自治会名 ○○自治会
代表者名 ○○ ○○

地域防犯カメラの設置について、次のとおり○○警察署と現場確認をした結果を報告します。

1 実施日

令和○○年○○月○○日

2 地域防犯カメラ設置予定場所

さいたま市○○区○○町○-○-○(別紙参照)

3 設置における助言内容

○○警察署生活安全課と上記設置予定場所の現場確認を行いました。設置にあたり以下の点をふまえて設置するよう、助言をいただきました。

- ～
- △△△△～
- ～

記載例

〇〇〇〇〇防犯カメラ設置運用規程

1 目的

この規程は、〇〇〇〇〇（設置者等名称）が設置する防犯カメラに関して、必要な事項を定めることにより、プライバシー保護を図るとともに、個人情報の適切な取り扱いに留意し、〇〇（〇〇商店街、〇〇地区等）における犯罪の防止を目的とするものである。

2 設置場所及び設置台数

（1）防犯カメラ 〇〇台

さいたま市〇〇区〇〇町〇〇丁目地内

（2）録画装置 一式

さいたま市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地

3 設置者及び運用責任者

（1）設置者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（団体名・代表者名を記載）

（2）運用責任者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（職名・運用責任者名を記載）

（3）操作担当者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（職名・操作担当者名を記載）

（※操作担当者を定める場合のみ）

4 機器の操作及び画像の視聴の制限

機器の操作及び画像の視聴については、上記運用責任者又は操作担当者（以下「運用責任者等」という。）が行うものとし、他の者が行う場合、運用責任者の許可を得なければならない

5 設置の表示

設置者は、防犯カメラの撮影区域またはその周辺に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、〇〇〇〇〇（設置者等の名称）を記載することとする。

6 画像の適正な管理

設置者は、画像について次のように取り扱うものとする。

(1) 画像の保護

(ア) 画像記録装置又は記録媒体の保管場所は〇〇〇〇〇とし、運用責任者が施錠を行う。記録媒体一体型防犯カメラ等については、施錠可能なケースで保護し、運用責任者等以外の者の持ち出しを禁止する。

(イ) 画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信する場合は、外部への漏えい等を防止するため、必要な措置をとる。

(ウ) 上記により画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信した際には、その理由を記録に残すものとする。

(2) 画像の保存期間

保存期間は、〇日間とする。

上記期間を超えて特定の画像を保存する必要がある場合、理由を明確にしたうえで、撮影日時、場所等と合わせてその旨を記録に残すものとする。

(3) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、上書き又は初期化などにより確実に消去する。

記録媒体(記録媒体を内蔵している画像記録装置も含む。)を破棄する場合、画像の読み取りまたは復元ができないよう処分する。

(4) 画像の加工禁止

画像は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存してはならない。

7 秘密の保持

設置者及び運用責任者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。

このことは、設置者及び運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

8 画像の提供

運用責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を提供してはならない。

(ア) 法令等に定めがある場合

(イ) 捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書により画像提供の要請を受けた場合

(ウ) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(エ) 本人の同意があるとき、又は本人に提供する場合

なお、(ア) から (エ) に基づき第三者に画像を提供する場合、設置目的に照らして必要性を慎重に判断する。

また、提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録する。

9 問い合わせ等への対応

設置者は、防犯カメラに関する問い合わせ又は苦情(以下「問い合わせ等」という。)を受けた場合、問い合わせ等の対象が設置目的又は設置運用規程に照らして適正な行為かどうか判断し、誠実かつ迅速に対応する。

10 防犯カメラの保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者は、防犯カメラに関わる機器は定期的に点検し、修理・修繕等を行う。

(2) 撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去する。

(附則)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

●市ホームページ(どちらからも「設置運用規程」の参考様式がダウンロードできます。)

・地域防犯カメラ設置助成金を交付します

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/005/p054240.html>



・さいたま市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを策定しました

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/005/p041132.html>



記載例

〇〇自治会定期総会 議事内容

1 日 時

令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 場 所

〇〇自治会館

3 議 題

地域防犯カメラの設置について

4 内 容

地域防犯カメラ設置の目的、設置場所、撮影範囲、台数、設置・維持管理費用を説明し、「さいたま市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき策定した設置運用規程に従い、適切に設置及び運用することで了承を得ました。

5 質 疑

(1) 質 問 ○○○○～

回 答 △△△△～

※防犯カメラの設置に向けて準備した内容を説明し、当日説明した内容と地域の合意を得られたことがわかるよう記載してください。

※総会以外の会議で決定した場合は参加者以外にも回覧板等でお知らせし、同意を得てください。

※設置周辺箇所の住民にも説明をして同意を得てください。



任意様式

記載例

収入支出予算書

自治会名 〇〇自治会

収	入
項 目	金 額 (円)
地域防犯カメラ設置助成金	210,000 円
自治会費より	70,000 円
収入合計	280,000 円

支	出
項 目	金 額 (円)
防犯カメラ一式	230,000 円
設置工事費	45,000 円
看板設置費	5,000 円
支出合計	280,000 円

任意様式

記載例

地域防犯カメラを設置するために必要な承諾の内容を記載してください。

土地建物使用承諾書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所有者氏名 〇〇 〇〇

所有者住所 さいたま市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

私が所有する土地及び建物について、下記のとおり使用することを承諾する。

記

土地の所在 さいたま市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

建物の所在 さいたま市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

使用目的 地域防犯カメラ設備一式を設置するため

使用期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

使用者氏名 〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

使用者住所 さいたま市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

V Q&A

Q1 助成対象外となるカメラについて教えてほしい。

地域防犯カメラは、「犯罪の防止」を目的として、「日頃の防犯活動の補完」として設置するものです。そのため、施設の維持管理を目的とするカメラ（管理者のいる店舗や場所の安全確保・状態確認のために、管理者が設置するカメラ）や、監視を目的としたカメラ（不法投棄など）は助成対象外です。

Q2 何台くらい設置すればよいのか。（設置台数の制限はあるのか。）

それぞれの地域の事情により一概に決まるものではありませんが、2・3台設置されるケースが多いです。現時点では台数の制限は設けておりません。

Q3 地域防犯カメラの設置を表示する場所は。

地域防犯カメラが撮影する範囲にいる人が、防犯カメラで撮影されていることがわかるように設置してください。ステッカー等は無許可で電柱に貼ることはできません。

Q4 カメラの機器は、どのようなものがあるのか。

大きく分けて、「録画一体型（スタンドアローン型）」と「集中管理型（ネットワーク型）」に分かれます。

- 録画一体型 カメラと録画装置が一体となっている。又は、同じ場所に設置されている。
- 集中管理型 有線または無線で、離れた場所に設置している録画装置に画像を転送する方式。

Q5 撮影する範囲に決まりはあるのか。

地域防犯カメラの設置に当たっては、住宅などの私的空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

カメラの角度調節や、マスキング（ぼかし）機能を使うなど、プライバシーの保護や肖像権に十分配慮しなければなりません。

Q6 地域の合意はどのように取れば良いのか。

地域防犯カメラを設置する場所の周辺の住民に、設置目的や管理等について説明するとともに、自治会の役員会や総会で承認を受けるなどで、地域の合意を取ってください。

VI 問い合わせ先一覧

●助成金申請に関する問い合わせ

市民生活安全課 防犯係	shimin-seikatsu-anzan@city.saitama.lg.jp		048-829-1217
西区役所 総務課	048-620-2613	北区役所 総務課	048-669-6013
大宮区役所 総務課	048-646-3013	見沼区役所 総務課	048-681-6013
中央区役所 総務課	048-840-6013	桜区役所 総務課	048-856-6123
浦和区役所 総務課	048-829-6015	南区役所 総務課	048-844-7123
緑区役所 総務課	048-712-1123	岩槻区役所 総務課	048-790-0115

●設置場所・犯罪発生状況に関する相談

浦和警察署	048-825-0110	浦和東警察署	048-712-0110
浦和西警察署	048-854-0110	大宮警察署	048-650-0110
大宮東警察署	048-682-0110	大宮西警察署	048-625-0110
岩槻警察署	048-757-0110		

●道路上の設置に関する問い合わせ

北部建設事務所土木管理課	048-646-3199	南部建設事務所土木管理課	048-840-6198
--------------	--------------	--------------	--------------

●電柱への設置に関する問い合わせ

・東電柱への設置

東京電力タウンプランニング共架オペレーションセンター	048-637-3970
----------------------------	--------------

・NTT柱への設置

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 設備マネジメント部 オンサイトオペレーションセンター 設備カスタマ部門 添架担当	
tenga-shinsei-ml@east.ntt.co.jp	042-312-9009 (音声ガイダンスで案内)

●機器の選定に関する相談

一般社団法人埼玉県防犯設備協会	048-831-3927
-----------------	--------------